

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第17号

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則（昭和38年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 多子世帯の保育料（単位：円）		2 多子世帯の保育料（単位：円）	
区分	保育料	区分	保育料
保育所の入所児童 と同一の世帯に属 する兄弟が1人お り、特定教育・保 育施設若しくは特 定地域型保育事業 所、幼稚園、認定 こども園、特別支 援学校幼稚部、知 的障害児通園施 設、難聴幼児通園 施設、肢体不自由 児施設通園部若し くは情緒障害児短 期治療施設通所部 （以下「保育所	保育料基準額欄 の各認定区分の 額に100分の 50を乗じて得 た額。 <u>ただし、 第2階層は、保 育料を0とす る。</u>	保育所の入所児童 と同一の世帯に属 する兄弟が1人お り、特定教育・保 育施設若しくは特 定地域型保育事業 所、幼稚園、認定 こども園、特別支 援学校幼稚部、知 的障害児通園施 設、難聴幼児通園 施設、肢体不自由 児施設通園部若し くは情緒障害児短 期治療施設通所部 （以下「保育所	保育料基準額欄 の各認定区分の 額に100分の 50を乗じて得 た額

<p>等」という。)に入所し、又は児童発達支援を利用している場合</p>		<p>等」という。)に入所し、又は児童発達支援を利用している場合</p>	
<p>1の保育料算定の基準となる市町村民税課税額が57,700円未満であるとき、保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	<p>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。<u>ただし、第2階層は、保育料を0とする。</u></p>	<p>1の保育料算定の基準となる市町村民税課税額が57,700円未満であるとき、保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	<p>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、保育料基準額を0円とし、第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額から1,000円を控除した保育料基準額に100分の50を乗じて得た額とし、第5階層及び第6階層において所得割額が77,101円未満で次に掲げる世帯は、第2階層の保育料基準額とする。ただし、これらのうち保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む。）で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の保育料は0円とする。

①から③まで (略)

(7)から(11)まで (略)

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、保育料基準額を0円とし、第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額から1,000円を控除した保育料基準額に100分の50を乗じて得た額とし、第5階層及び第6階層において所得割額が77,101円未満で次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、これらのうち保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む。）で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の保育料は0円とする。

①から③まで (略)

(7)から(11)まで (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)